

# 高齢者布団乾燥事業のご案内

## 1 対象者

65歳以上の介護保険要介護1～5と認定された在宅の方で、下記の(1)または(2)に該当する方です。

(1) ひとり暮らしの方

(2) 世帯全員が65歳以上である方

※同一敷地内に65歳未満の親族が住んでいる場合は、対象となりません。

## 2 作業内容と費用

年間12回、布団乾燥消毒の委託業者が自宅を訪問して寝具を回収し、乾燥消毒処理を行った後、その日のうちにお届けします。

ただし、水洗いは原則として翌日、場合によっては翌々日の返却になります。

※貸布団のご利用を希望される方には、無料でお貸しします。

作業名	費用	回数	実施月	作業内容
乾燥消毒	無料	10回	薬品消毒および水洗いを除く月	熱風乾燥消毒をします
薬品消毒	100円	1回	6月	薬品で清浄して乾燥消毒します
水洗い	300円	1回	11月または12月	丸洗い洗浄します

## 3 作業品目

乾燥作業1回につき出すことのできる品目は、掛布団1枚、敷布団2枚(マットレスを含む)毛布1枚、枕1個、計5点を限度とします。

## 4 作業の開始時期

申し込み日	開始月
1日から20日まで	申し込み日の翌月から
21日から月末まで	申し込み日の翌々月から

## 5 申請

利用申込書に記入の上、申請してください。

申請の際、要介護認定決定通知書または介護保険証をお持ちください。

## 6 申込先

地域包括支援センターにお申し込みください。

※来所が困難な方は、電話による申請も受け付けています。

## 7 その他

(1) 作業の実施日は、あらかじめ委託業者からハガキでお知らせいたします。

(2) 入院等で布団乾燥を受けない場合は、委託業者へ連絡してください。長期間そのままにしておくと資格が消滅する場合があります。

(3) 羽毛布団の乾燥は、委託業者の説明を聞いてから判断してください。

(4) 転出、転居、施設入所、辞退等変更がありましたらご連絡ください。

【問合せ先】 高齢者支援課 高齢給付係

電話：03-5984-2774 (直通)